

平成十五年厚生労働省令第五十八号

厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項、第二十条第一項及び第三項並びに第三十八条の規定に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則を次のように定める。

第一条 削除

（法第十八条第五項の規定により行うことができる広告の方法及び内容に関する基準）

第二条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第十八条第五項の規定により行うことができる広告は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第二項第一号から第三号まで並びに医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の九各号に規定する広告の方法及び内容に関する基準に適合するとともに、その内容が虚偽にわたつてはならないものとする。

（狂犬病予防法施行規則を適用する場合の読替え等）

第三条 法別表第十二号の市町村による狂犬病予防員任命事業についての狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の規定の適用については、同令第十四条中「法第六条第二項」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同令第十五条中「法第六条第七項（法第十八条第二項）において準用する場合を含む。」とあるのは「法第六条第七項」と、同令別記様式第六中「都道府県名」とあるのは「市町村名」とする。

2 前項の場合において、狂犬病予防法施行規則別記様式第一は、別記様式のとおりとする。

（特別養護老人ホームの設置認可の申請）

第四条 法第三十条第一項の規定による認可を受けようとする選定事業者である法人（法第三十条第一項に規定する選定事業者である法人をいう。）は、老人福祉法施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十八号）第二条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項及び資産の状況を記載した申請書を施設を設置しようとする地の都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。次項において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者の登記事項証明書及び法第三十条第二項各号に掲げる基準によつて当該申請を審査するために都道府県知事が必要と認める書類を添えなければならない。

（社会保険労務士の認定要件）

第五条 法第三十一条第一項各号列記以外の部分の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条に規定する事務を行うための事務所を設けてから三年以上経過していること。

二 社会保険労務士法第二十五条に規定する懲戒処分を受けたことがないこと。

（法第三十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める状態）

第六条 法第三十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める状態は、認定を受けようとする構造改革特別区域における求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率（求人の数に占める求職者が当該求人充足した数の割合をいう）、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標が他の地域における当該指標と比較して低位にあることにより、当該構造改革特別区域が法第三十一条第一項第一号に規定する状況にあると認められ、かつ、当該状況の急激な変化が認められない状態とする。

附則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年八月二十九日厚生労働省令第一三一号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十五年二月二十五日厚生労働省令第一七八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第五条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日厚生労働省令第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十六年三月三十一日厚生労働省令第八五号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十六年四月三〇日厚生労働省令第九七号）

この省令は、平成十六年五月一日から施行する。

附則（平成十六年九月三〇日厚生労働省令第一四四号）

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附則（平成十六年二月二十五日厚生労働省令第一六六号）

この省令は、平成十六年十二月十七日から施行する。

附則（平成十六年二月二十二日厚生労働省令第一七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二六日厚生労働省令第一四六号)

この省令は、平成一七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月二三日厚生労働省令第一二二号)

この省令は、平成一八年五月二十四日から施行する。

附 則 (平成一八年六月三〇日厚生労働省令第一三四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成一八年七月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成一九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成三〇年五月八日厚生労働省令第六六号)

この省令は、医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年二月二四日厚生労働省令第八四号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則の規定は、令和元年十二月六日から適用する。

附 則 (令和二年三月三一日厚生労働省令第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。

附 則 (令和五年八月二五日厚生労働省令第一〇四号)

(施行期日)

1 この省令は、令和五年九月一日から施行する。

(厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第三条第二項関係）

表 面

←----- 12cm ----->

↑----- 8cm -----↓

写真面及び予防員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

令和 年 月 日発行	狂 犬 病 予 防 員 の 証	第 号	写 真 を は る
	所属 庁		
	氏 生年月日 名		

裏 面

この証票を携帯する者は、構造改革特別区域法第二十二条に規定する狂犬病予防法の特例として狂犬病予防員の事務を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

構造改革特別区域法抜すい

第二十二条 市町村(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十二号において同じ。)が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第三条第一項に規定する狂犬病予防員(次項において「都道府県知事任命予防員」という。)の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するためには同法第六条第一項から第三項まで、第七項及び第九項並びに第二十一条に規定する事務(以下この条において「犬の抑留に係る事務」という。)を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、同法第三条第一項、第六条及び第二十一条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるものの中から狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。

2 狂犬病予防法第三条第二項、第六条、第二十條及び第二十一条の規定の適用については、前項の規定により市町村の長の任命を受けた狂犬病予防員(次項において「市町村長任命予防員」という。)を都道府県知事任命予防員とみなす。この場合において、同法第六条第二項中「都道府県知事」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十一条第一項の規定を受けた市町村(第五項及び第十項並びに第二十一条において「認定市町村」という。)の長」と、同法第五項及び同法第二十一条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、同法第六条第十項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、同法第二十一条中「当該都道府県」とあるのは「当該認定市町村」と読み替えるものとする。

3 (略)

狂犬病予防法抜すい

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から狂犬病予防員(以下「予防員」という。)を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めによりこれを呈示しなければならない。